

## 平成24年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成25年2月20日(水) 午後1時30分～3時05分
会 場	長野市役所第一庁舎8階第一委員会室
出席者	委員14人(欠席 宮澤委員、塚田委員)、事務局17人
次 第	<p>1 開 会 北部地域包括支援センター 池田課長補佐</p> <p>2 あいさつ 小山会長、駒津保健福祉部長</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1)平成25年度長野市地域包括支援センターの担当区域見直しと新たに設置するセンターの業務委託先法人の選定について 介護保険課 矢島部主幹 (資料1、1-1～6)</p> <p>(2)平成25年度長野市地域包括支援センター設置運営方針(案)について 中部地域包括支援センター 古田課長補佐(資料2)</p> <p>(3)地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者の自己評価について 南部地域包括支援センター 西沢課長補佐(資料3、3-1～3)</p> <p>(4)介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について 中部地域包括支援センター 戸谷係長 (資料4)</p> <p>(5)その他</p> <p>3 閉 会 北部地域包括支援センター 池田課長補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>平成25年度長野市地域包括支援センターの担当区域見直しと新たに設置するセンターの業務委託先法人の選定について</p> <p>資料1-1【参考】に「包括的支援事業を分割して委託できない」とあるが、これは具体的にどういうことか。</p>
事 務 局	<p>地域包括支援センター(以下「包括」)で実施する「総合相談」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」、「介護予防ケアマネジメント」の4つの業務をまとめて「包括的支援事業」と呼んでいるが、包括を委託する際に包括的支援事業の一部だけを委託することはできず、4つを一括して委託しなければいけないということ。介護保険法に規定されている。</p>
委 員	<p>サブセンターとブランチの違いがよくわからない。</p>
事 務 局	<p>サブセンターは4つの業務をすべて行うことができる。一方ブランチは総合相談だけを行っている。</p>
委 員	<p>すべての業務を実施できないのにブランチを設置する意味があるのか。</p>

事務局	<p>包括ができる以前は市内に23か所の在宅介護支援センター（以下「在介」）があり、地域の身近な相談窓口となっていた。18年度から包括の制度が始まったが、いきなり在介と同じ数の包括を設置することはできなかったため、在介を包括のランチとし相談窓口の委託を継続した。在介でまず相談を受けていただき包括につないでいる。</p>
委員	<p>資料1 - 2について清水委員いかがですか。</p>
委員	<p>特に意見はありません。これで良いと思います。</p>
委員	<p>資料1 - 6で、担当区域の変更で範囲が狭くなる博愛の園ではこれについて何か言っているのか。</p>
事務局	<p>博愛の園の担当区域はかなり広いためなかなか手が回らない状態。現在も直営でかなりフォローしている。中山間地域の戸隠、鬼無里は在介が業務をこなしている。今回の変更で戸隠、鬼無里、第一地区が他のセンターに引き継がれるが、博愛の園からは適度な範囲になってよかったという意見をいただいている。民生委員さんとの連携についても、この秋に民生委員の改選があり、それに合わせて新しい担当区域割で対応していくということをお願いしている。</p>
委員	<p>民生委員と包括の連携については私も気になっていた。慣れ親しんだ相談先が変わるのは大変なこと。認識を同じにしていかななくてはならない。</p>
事務局	<p>新しい包括のスタートは10月だが、協議会で承認いただければ4月から準備を始める。準備期間中に地区の会議などがあれば新旧両方の包括職員が出席する。</p>
委員	<p>豊野に設置するサブセンターは高齢者人口が3,000人を超えた場合に包括に移行するというのだが、今回サブセンターの設置に当たっては特に委託先を選考していない。今後包括に移行する場合には選考を行うのか。</p>
事務局	<p>豊野サブセンターは包括安茂里の支所という扱いなので、設置に当たり選考は行わなかった。高齢者人口が3,000人を超えた場合も豊野サブセンターがそのまま包括へ移行いただきたいと考えている。</p>
委員	<p>改めて選考はしないということか。</p>
事務局	<p>サブセンターとして業務をしっかりとこなし地域の信頼を得られれば、改めて選考する必要はないと考えているが、運営協議会の承認は必要なので、その際は協議いただくことになる。</p>
委員	<p>資料1 - 1で松代・若穂地区の高齢者人口が他の地区に比べて多く、25年度の見直しで</p>

事務局	<p>も変更ないようだが、ケアプラザわかほが充分に対応できているということか。</p> <p>今回の見直しは25年度に包括を設置できる地区を中心に考えたもの。松代・若穂地区の高齢者人口は9,000人を超えているため26年度以降見直しを行っていく予定。</p>
委員	<p>第二地区は浅川・芋井の包括が担当しているが、利用者の利便性を考えると三輪・吉田の包括が担当したほうがよいエリアもあるのではないか。</p>
事務局	<p>第二だけでなく場所によっては隣の包括が近いということは他にもあるかと思うが、実際地域に出てみると、行政区単位のつながりが強いと感じる。包括の担当区域を決める際は、原則として行政区を分割することはしない。現段階では今回お示しした区域割が適当と考えている。</p>
委員	<p>窓口が遠くて不便だという声はないのか。</p>
事務局	<p>包括の業務は、窓口で相談を待っているよりも職員が利用者さんのところへ出かけていくものが多い。利用者の方に来ていただくのではなく、包括から伺うということで御理解いただきたい。</p>
委員	<p>担当区域のイメージ図で、ケアポート三輪の変更後が「三輪・吉田」になっているが三輪だけではないのか。</p>
事務局	<p>間違いですので訂正します。</p> <p>(事務局案どおり承認)</p>
<p>平成25年度長野市地域包括支援センター設置運営方針(案)について</p>	
委員	<p>運営方針は運営協議会の承認を得た後各包括に示されて、包括では運営方針を基に来年の計画を立てるということでよいか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員	<p>国で実施する認知症のモデル事業を見据えて・・・という説明があったが、長野市はモデル事業に手を挙げるのか。</p>
事務局	<p>手を挙げる予定だが、全国で10か所なので採用されないかもしれない。されないとしても早期支援体制の整備には取り組んでいく。</p>
事務局	<p>認知症初期集中ケアチームは認知症の早期の段階で保健師や作業療法士がチームを組んで訪問し支援していくというもの。既に包括に保健師が、介護保険課に作業療法士がいるので、モデル事業に採択されなくても事業を始めることは可能。</p>

委員	国のモデル事業に乗るか乗らないかは後で大きな違いになるので、ぜひ正式に加わってほしい。
委員	運営方針の9ページにある「お達者なまちづくり」について、どんな事業なのか教えてほしい。
事務局	地域で自主的に介護予防に取り組んでいるグループの活動支援を平成23年度からモデル的に実施している。グループの集まりに出かけて行って活動をお手伝いするというもの。現在市内に10グループある。今年に入り住民自治協議会を通じて地域にお知らせするなどして事業の拡大を目指している。地域では住民自治協議会や社会福祉協議会の力が強いのでぜひ御協力いただきたい。
委員	包括の関わりについても教えてほしい。包括が事業の窓口になり推進していくのか。
事務局	包括が中心となり事業を推進していくよう各センターにお願いしていく。
委員	運営方針10ページにある介護予防教室は「お達者なまちづくり」にあたるものなのか。
事務局	従来の介護予防教室に加え、「お達者なまちづくり」を介護予防教室の一環として開催いただくようお願いしていくつもりでいる。
委員	包括が中心となり地域に出かけて行って、その人たちを育てるシステムになれば参加しやすくなるし、実施する地域も増えていくと思う。
委員	地域包括ケアについて、長野市では包括が中心となって進めていくのか。
事務局	地域包括ケアシステムには個別の支援と社会資源の整備という二面性があり、両方を充実させないとシステムとして成り立たない。包括の役割は高齢者本人と社会資源をつなげる、コーディネートすること。体制を整えてつなぎ手の役割を果たしていかなければならない。
委員	社会資源の整備に関連して、長野市では夜間巡回型介護の事業所がないと聞いたが。
事務局	現在長野市では定期巡回型訪問介護の事業者を募集している。やっていただける事業者があったらぜひ応募いただきたい。
委員	包括が13か所から16か所になるが、委託料に変更はあるのか。
事務局	25年度も今年と同額でお願いしたい。センターごとの高齢者人口にだいぶ差があったが、おおむね6,000人を目安に区域割を変更しているところ。個人的には包括の職員は3

<p>委 員</p>	<p>職種にもう一人いたほうが業務をやりやすいと感じているが、財政的な協議が必要なので、もう少し時間をいただきたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>運営方針の中で、包括が主体となって様々な事業を進めていくという姿勢を前面に打ち出したほうがよいのではないかと。そうすることで各センターの自主的な活動も期待できるのではないかと。</p>
	<p>御意見ありがとうございます。</p>
	<p>(事務局案どおり承認)</p>
	<p>地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者の自己評価について</p>
<p>委 員</p>	<p>自己評価を市に報告した後はどうなるのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>自己評価は決算報告と一緒に市に報告してもらい、内容によってはセンターに連絡・指導する場合もある。また、評価結果・事業報告などの内容を運営協議会で総合的に評価いただき、委託先法人として適当と認めるときは、翌年度も委託を継続することになる。以前外部評価するべきという御意見もいただいたが、まず自己評価で自分のセンターが行っている業務を見直しすることが大事だと考えるので、当面自己評価を継続する。</p>
<p>委 員</p>	<p>自己評価の頻度はどのくらいか。経過観察もできるのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料3 - 1と3 - 3は1年に1回、資料3 - 2は1年に2回実施する。施行も含め3回目になるので経過を追うこともできる</p>
	<p>(事務局案どおり承認)</p>
	<p>介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>(事務局案どおり承認)</p>